

	<p>3. 家族（扶養）手当</p> <p>4. 通勤手当（通勤・交通費等）</p> <p>5. 住居手当</p> <p>6. その他（ ）</p> <p>3. 宿直手当</p> <p>4. 賞与等一時金</p> <p>5. その他（ ）</p>
問 3	<p>設問の「対応状況」とは、“取り組み”か、“実績”か。</p> <p>(例) 「A 職員の増員（派遣を含む）による業務負担の軽減」のために求人をしているが、採用ができていない場合は、「実施している」と回答でよいか。</p> <p>処遇全般</p> <ul style="list-style-type: none"> 「(B) 労働時間（夜勤を含む）、労働日の適正化」は、「適正化」ではなく「短縮」と表現すべきではないか。 <p>(例) 所定労働時間（労働日）の短縮や夜勤回数の減少（適正化）</p> <p>職場環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 「(N) 出産・子育て支援の強化」は、介護休業も「出産・子育て」と同様の趣旨であり、「家族等の介護」を加えてはどうか。
問 4	<ul style="list-style-type: none"> (1) ~ (3) は (4) から主たる事業の状況を推計するための設問と思われるが、収支比率、人件費割合は事業により異なり、この設問で事業の状況を把握するのは困難ではないか。 9月1か月の事業活動収支の比較では、「給与の引き上げ」ではなく「一時金の支給」で処遇改善に取り組んだ場合、前年比で事業収入は UP し、人件費は変わらずという結果も想定される。 <p>(2) 「介護収入」の用語説明が必要。</p> <p>「指導指針」では</p> <p>「介護福祉施設介護料収入、居宅介護料収入」は、介護保険収入で当然入るであろうが、利用者等利用料収入（食費・居住費、その他の利用料等）について含めるのかどうかが不明である。</p> <p>(4) 収支状況（H20. 9とH21. 9の比較…指導指針と会計基準の扱いは</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一敷地内の介護保険サービス全体を含める考え方となっているが、この設問の収支状況を把握するのであれば、会計単位ごとの状況で良いのではないか。 例えば、同一敷地内に、介護老人福祉施設と老人保健施設が設置されている場合でも、会計はそれぞれに属する付帯の介護保険事業を区分けして別会計となっている。 そのため、収入状況や支出状況を把握するには、会計単位でデータを出す方が、記載側としても把握しやすく、また間違いも起こりにくい。 なお、会計的には介護老人福祉施設関連の場合には、「指導指針」および「会計基準」のいずれかで会計処理されている為、例えば「事業活動収入」であっても、寄付金収入、雑収入、借金入元金償還補助収入等の扱いが異なっており、それをどう扱うかの検討が必要である。

	<p>給与総額の記載について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与総額について、会計的に法定福利費を含む人件費支出を指すのか、それとも支給される給与・手当の総額を指すのか不明である。 ・ 事務処理上からいえば、法定福利費は当然人件費と見なすべきであることより、人件費支出をもって記載すべきと考えるが、「退職金」の扱いについては、総額から除くべきと考える。 <p>引当金繰入及び引当金戻入（会計基準）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賞与引当金の例を取ると、会計基準と指導指針では処理方法が異なり、賞与支給月において、職員諸手当（賞与）額が、異なることとなる。（指導指針では、引当金戻入を計上せず、賞与引当金分が、職員に直接賞与として、会計処理される。そのため、引当金の戻入及び引当を双方控除すると、会計基準では収入及び支出の控除となるが、指導指針では支出科目のみの控除となる。9月は通常の賞与支給月ではないが、処理方法としては、検討が必要である。） <p>収支状況の調査票の金額欄について、現状では8桁（千万単位）となっているが、複合的で基本となる施設定員が大きなところでは、9桁（億単位）が必要なところも想定される。</p>
問 6	<p>現状、介護職員待遇改善交付金の詳細が示されておらず、特に以下の問に関しては、待遇改善交付金の使途に該当するかどうかが不明である。</p> <p>(2) 交付金申請について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「介護職員待遇改善交付金を申請するために行つた」と「平成21年9月時点で」の関係が不明瞭。9月までの支給分も交付金で処理して良いか。
問 7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人員配置の強化による加算算定の状況についての設問であると思われるが、看護師・看護職員の増員を図っている施設もあり「看護体制加算Ⅰ・Ⅱ」も入れるべきではないか。
問 9	<p>H20.9とH21.9の延べ利用者について、</p> <p>利用者の定義（国保連請求額の基となっているが）において、外泊・入院者の扱いについて定義付けが必要である。（外泊時費用算入者と費用の算定ができないが、9月中において、外泊や入院中の者の日数について）</p>
問 10	<p>職員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣職員を除く比較となっているが、少なくとも介護職員と看護職員については、派遣職員の状況を把握すべきである。（特に、介護職員については、人材確保が依然として難しく、派遣職員に頼らざるを得ない地域もあり、介護職員が退職した場合に派遣職員で補充しているケースが多いと思われる。） ・ また、派遣職員を除くとされているのは、支出が給与費でないことが理由と思われるが、派遣職員の利用により職員の負担軽減を図っていることも考えられることから、各職の派遣職員数についても数の比較として問うべきではないか。 ・ 介護支援専門員及び機能訓練指導員の常勤換算数について、施設の介護支援専門員及び機能訓練指導員（加算を請求しない場合）については、兼務が認められており、例えば介護職員が施設の介護支援専門員を兼ねる場合には、介護職員においても常勤換算1名分、介護支援専門員でも常勤換算1人分のいわゆるダブルカウントが可能となっている。そのた

	めに、この状況調査においても、これらの記載方法について説明が必要である。
従事者 票	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤続年数の計算において、年単位であれば端数処理方法の明示が必要。(切り捨て?) ・ 労働時間・労働日数について、各事業所における当該年月の所定労働時間の把握が必要ではないか。また、夜勤回数の差・時間外勤務・休暇の取得等の個別の事情により時間数・日数の増減が考えられ、前年度との単純比較は困難 ・ 決まって支給する給与 手当については、問2(3)と同様に、固定的な手当と変動的な手当については、分けて比較する必要があるのではないか。特に夜勤手当や時間外手当は、単価でアップしていても当該月の勤務状況（夜勤回数や時間外勤務時間数）によって、平成21年度に、処遇改善の為の単価アップ等を行っていても回数や時間で減少している場合には、個人的には給与総額では減少している場合も想定される。